

# サービス種別で処遇改善に差！

## 第163回社会保障審議会介護給付費分科会開催

2018年10月31日（水）14：00～16：00

10月31日の介護給付費分科会では、「処遇改善」に向けた加算創設について引き上げ続き検討されました。その内容は、

- (1)まずは、**サービス種別に加算率**を算定し
- (2)その上で、**事業所内**で経験・技能のある介護職員に優先して配分というものです。

### (1) 各サービスへの財源配分に差を設ける→どのサービスに加算を多くつけるか？

介護職員への処遇改善は、消費税増税に伴う「特別な介護報酬プラス改定」に合わせて、「勤続10年以上の介護福祉士の賃金水準を全産業平均程度にまで引き上げる（月額8万円程度の引き上げ）」20万人×月額8万円→2000億円、これを保険料と公費で2分の1づつ負担する（新しい経済政策パッケージ）として、現在、介護給付費分科会で具体的な検討が進められています。

今回の介護給付費分科会では、加算率の算定をサービス種別で差を設けるという案が提示されました。サービス種別で差を設ける理由は、「**経験・技能のある介護職員が多いサービスを高く評価する**」ためとしています。

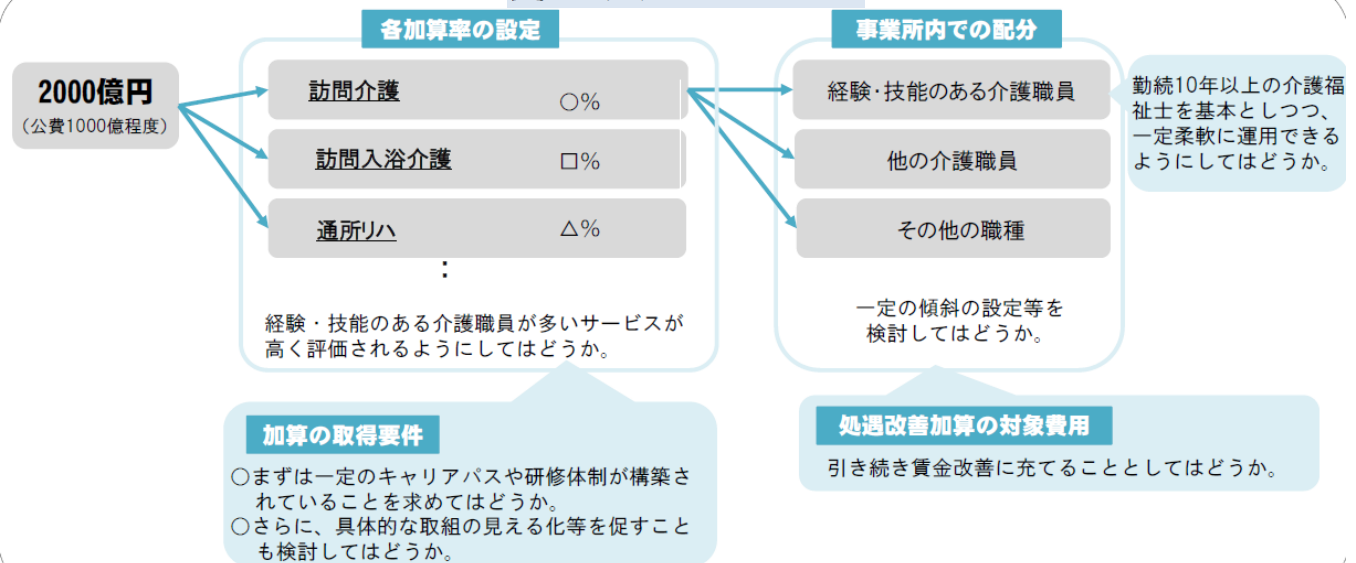
厚生労働省から出された資料によると、全職員のうち介護職員が占める割合は、

- ☆介護老人福祉施設66.4%
- ☆介護老人保健施設52.6%
- ☆介護療養型医療施設38.1%
- ☆訪問介護**93.4%**
- ☆通所介護**54.7%**

その介護職員のうち、10年以上の介護福祉士の割合は

- ◎介護老人福祉施設18.5%
- ◎介護老人保健施設23.7%
- ◎介護療養型医療施設22.7%
- ◎訪問介護**18.5%**
- ◎通所介護**10.3%**

### 更なる処遇改善について



### (2) その上で、事業所内で職員の経験・技能に応じて配分に差を設ける

サービス別に加算率に差を設けた上で、事業所内での配分を「技能・経験のある介護職員を評価する」方向性が示されました。特に勤続10年以上の介護福祉士に配分を厚くするのは、「離職防止」のためと説明しています。

その他詳細は、下記、厚生労働省HPをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00008.html)